

別 表

(職業能力開発校設備整備等事業費)

補助事業の名称	補助率	補助対象事業の内容
都道府県立職業能力開発校等建物・機械	1 / 2 以内	<p>職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下別表において「能開法」という。）第 16 条第 1 項に基づき都道府県が設置する職業能力開発校並びに能開法第 16 条第 2 項に基づき都道府県が設置する職業能力開発短期大学校及び障害者職業能力開発校の建物を新・増築等により整備する場合又は機械器具の購入等をする場合にその実施に必要な経費の一部について交付する事業。</p> <p>この補助事業に規定する建物及び機械器具とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。）第 10 条第 2 項の別表第 2 及び第 12 条第 2 項の別表第 6 に基づき厚生労働大臣が別に定める公共職業能力開発施設の設備の細目により必要な建物その他の工作物及び機械、その他の設備。</p> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める建物その他の工作物及び機械、その他の設備。</p>
職業訓練指導員研修	3 / 4 以内	<p>能開法第 16 条第 1 項に基づき都道府県が設置する職業能力開発校並びに能開法第 16 条第 2 項に基づき都道府県が設置する職業能力開発短期大学校及び障害者職業能力開発校の職業訓練指導員（以下、総称して「都道府県立職業能力開発施設のテクノインストラクター」という。）に対して、次に掲げる研修等。</p> <p>(1) 都道府県立職業能力開発施設のテクノインストラクターを民間企業等に派遣し、実態に即応した教育訓練のできる人材の育成を図るもの。</p> <p>(2) 職業能力開発総合大学校が実施する能開法施行規則第 36 条の 5 等の規定に基づく指導員養成訓練及び指導員技能向上訓練。</p> <p>(3) 都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校のテクノインストラクター等を対象とした、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する指導技法等体験プログラムへの派遣。</p> <p>(4) 都道府県立職業能力開発校及び都道府県立障害者職業能力開発校のテクノインストラクター等を対象とした、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する専門訓練コース設置・運営サポート事業への派遣。</p> <p>(5) 教育訓練施設等に派遣して行う職業訓練指導員職種転換研修。</p> <p>(6) その他厚生労働大臣が必要と認めるものであること。</p>
職業訓練受講奨励事業	1 / 2 以内	<p>労働者の職業能力の開発と向上を図るため、職業訓練の受講が経済的な理由により困難な者に対し、受講の継続を容易にするための費用として職業訓練受講奨励金（以下「奨励金」という。）を、また、公共職業能力開発施設への入校準備に必要な費用として職業訓練受講支度金（以下「支度金」という。）を支給する場合、その支給に要する経費の一部について交付する事業。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) 奨励金については、次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア 北海道アイヌ地区に居住する住民又はその子弟であること。</p> <p>イ 能開法第 16 条第 1 項に規定する公共職業能力開発施設（以</p>

		<p>下「公共職業能力開発施設」という。)において行う普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を受講する者であること。</p> <p>ウ 低所得世帯に属し、経済的な理由によりロの職業訓練を受けることが困難な者であること。</p> <p>(2) 支度金については、(1)の奨励金の対象となる者又は次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア (1)のアに該当する者であること。</p> <p>イ 公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設において行う普通課程の普通職業訓練又は6か月以上の短期課程の普通職業訓練を受講する者であること。</p> <p>ウ 扶養親族(主としてその者により生計を維持されている者に限る。)を有する者であること。</p> <p>2 支給方法等</p> <p>奨励金については、受講期間中毎月1回、また、支度金については、入校時に1回、定額を一定の期日を定めて支給するものとする。</p> <p>3 申請手続等</p> <p>(1) 奨励金又は支度金(以下「奨励金等」という。)の支給を受ける者についての決定は、北海道知事が行うものとする。</p> <p>(2) 北海道知事は、奨励金等の支給を受けようとする者に対し、給付申請書を当該申請者又は申請者の保護者の居住するアイヌ地区を管轄する市町村、福祉事務所もしくは公共職業安定所長を経由して提出させるものとする。この場合、必要に応じ当該市町村長、福祉事務所長もしくは公共職業安定所長に対し、申請者に係る1の(1)のア及びウの要件について所用の審査及び意見書の添付を行わせることができるものとする。</p> <p>4 支給の中止</p> <p>北海道知事は、奨励金の支給を受ける者が1の(1)の受給資格を欠くにいったとき、又は退校、死亡若しくは正当な理由なく職業訓練を受講しなくなったとき、その他訓練終了の見込みがなくなったときは、奨励金の支給を中止するものとする。</p> <p>5 その他</p> <p>奨励金等を支給する北海道知事は、支給に関し必要な事項を定め、交付要綱第5条の申請書に添えて提出するものとする。</p>
--	--	--

(認定職業訓練助成事業費)

補助事業の名称	補助率	補助対象事業の内容
(運営費) 都道府県が補助するもの	1 / 2 以内 (事業主等が要した交付の対象となる経費の1)	能開法第24条第1項(同法第27条の2第2において準用する場合を含む。)の認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を行う能開法第13条に規定する事業主等(ただし、事業主にあつては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体(団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体をいう。)又はその連合団体であるものに限る。以下同じ。)が行う認定職業訓練の運営に要する経費のうち、次に掲げるものについて都道府県が補助した場合当該補助に要した経費の一部について交付する事業。

	／3を超えない額とする。）	(1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費。 (2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に関する経費並びに機械器具等の設備に要する経費。 (3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費。 (4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費。 (5) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費その他厚生労働大臣が必要かつ適切と認める経費
(施設費及び設備費) 都道府県が設置整備するもの	1／3以内	都道府県が認定職業訓練のための施設及び設備(集合して行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設及び機械等)を設置又は整備する場合にその一部の経費について交付する事業。
(施設費及び設備費) 上記以外	1／2以内 (事業主等が要した交付の対象となる経費の1／3を超えない額とする。)	市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)及び能開法第13条に規定する事業主等が認定職業訓練のための施設又は設備(集合して行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設及び機械等)を設置又は整備する場合であって、当該設置又は整備に要する経費の一部について都道府県が補助した場合、その補助に要した経費の一部について交付する事業。

(旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)

補助事業の名称	補助率	補助対象事業の内容
(設備費) 地方公共団体等が設置整備するもの	定額 (10/10相当)	地方公共団体等が設置する情報処理技能者養成施設(うち青森市、北上市、いわき市又は諫早市に設置される施設に限る。)の教育訓練で使用するコンピュータの設備に必要となる経費について交付する事業